

令和2年度 SNS を活用した第9回太平洋・島サミット PR 事業  
企画提案コンペにかかる質問及び回答

質問1

JV（ジョイントベンチャー）での参加は可能でしょうか。  
また、可能な場合は参加する全企業は、どのような資料を提出すればよろしいでしょうか。

回答1

- 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。その場合は、当該共同事業体の各構成員が参加仕様書「5 参加条件」を全て満たすことが必要です。ただし、同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められません。
- 共同事業体等により参加する場合は、「共同事業体協定書兼委任状」に事業体の組織規定や会則等の写しを添付して、8部（正本1部、副本7部）提出してください。

また、参加仕様書「7 提出を求める企画提案書等の内容」中、(4)と(5)に掲げる書類について、すべての構成員分を提出してください。共同事業体等が最優秀提案者となった場合は、参加仕様書「12 最優秀提案者に提出を求める書類に関する事項」に掲げる書類について、すべての構成員分を提出してください。